

八尾市条例第 号

八尾市芸術文化基本条例

芸術文化は、人々の心情の表現そのものであり、人が人間らしく生きる上で欠かすことのできないものである。また、芸術文化を通じて人は、異なる価値観に触れ、創造性を育み、心のつながりを大切にし、多様性を受け入れることのできる心豊かな社会を形成することができる。

八尾市は、大和川や信貴・生駒の山々など四季折々の豊かな表情を見せる自然に囲まれ、古くからの貴重な歴史文化遺産が数多く残り、地勢にも恵まれた中で、ものづくりのまちとして大きな発展を遂げてきた。芸術文化においても、八尾を発祥の地とする河内音頭や、河内木綿の藍染文様や柄をはじめ、人々の生活の中で培われた文化が芸術的な要素を得て伝統文化として発展し、今日でも新たな流れを創り出している。

八尾市の芸術文化の振興にあたっては、八尾市文化会館が、中心的な役割を果たしていると同時に、市域全体においても市民による多様な芸術文化活動が展開されてきている。

私たちは、このような歴史や経過を大切にしながら、市内のさまざまな場で展開される芸術文化に関する取り組みにより、芸術文化の鑑賞、参加、創造を通じたつながりや広がりを進めていくことで、人が育ち、人と人との交流が活性化され、芸術文化と他分野との連携や八尾の魅力の発信も促進されていく、八尾ならではの「芸術文化による創造と交流の基盤」が形成されていくことを願い、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、八尾市の特性や市民の個性を尊重した芸術文化に関する施策について、基本理念及び方向性を示すことにより、活力に溢れ、生き生きと働き、暮らし、活動する人をつくること、つながりと優しさのある社会をつくること、及び個性豊かで活力のあるまちをつくることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 芸術文化 文化芸術基本法（平成13年法律第148号）が対象とする芸

術、メディア芸術、伝統芸能、芸能、生活文化、国民娯楽及び出版物等とし、芸術には芸術的評価を伴うスポーツを含めるものとする。

(2) 市民 市内に居住し、通学し、若しくは通勤し、又は市内において芸術文化活動を行うものをいう。

(3) 事業者 市内で事業活動を行うものをいう。

(基本理念)

第3条 芸術文化に関する施策の推進にあたっては、次に掲げる事項を基本理念として、芸術文化による創造と交流の基盤の形成に取り組むこととする。

(1) 子どもの生きる力、日々の生活での前向きで豊かな心を育むこと

(2) 市民一人ひとりの自己形成や教養形成につながること

(3) 多様な価値観と表現の自由が尊重されること

(4) 新たな交流が生まれ、地域のつながりやコミュニティが強化されること

(5) 社会的包摂が実現され、共生社会が構築されること

(6) まちの魅力の創造や発掘を通じて市民の誇りが生まれ、市内外へ発信されること

(7) 産業や観光などの他分野との連携により、まちが活性化されること

(市の役割)

第4条 市は、基本理念に則り、芸術文化に関する施策を総合的かつ計画的に実施し、芸術文化による創造と交流の基盤の形成を図るものとする。

2 市は、前項のほか、次の各号に掲げる事項について理解を求めるものとする。

(1) 教育機関が、子どもや若者たちが芸術文化に触れる機会や、活動の成果が発表できる場を設ける役割を果たすよう努めること。

(2) 事業者が、主体的に芸術文化を発展させる役割を担うよう努めること及び、事業活動を通じて、市民等の芸術文化活動を支援する役割を果たすよう努めること。

(3) 市民が、主体的に芸術文化に関わり、市や教育機関、事業者、他の市民との交流及び理解を深め、芸術文化の発展に寄与する役割を担うよう努めること。

(取り組む内容)

第5条 市は、芸術文化による創造と交流の基盤の形成に向けて、次に掲げる施策を講ずるよう努めるものとする。

- (1) 芸術文化による創造と交流の基盤の体制や仕組みの整備
- (2) 芸術文化につながる機会の提供
- (3) 芸術文化を深く味わう機会の提供
- (4) 自由な芸術文化活動のための環境整備
- (5) 芸術文化による子どもの育み
- (6) 芸術文化による地域の活性化
- (7) 芸術文化によるまちの魅力発信

(推進体制)

第6条 市は、芸術文化による創造と交流の基盤の形成に向けて、これに関わる市民、事業者、教育機関等により構成する推進会議を設ける。

(基本計画の策定)

第7条 市は、芸術文化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、八尾市芸術文化推進基本計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

- 2 前項の規定による基本計画の策定にあたっては、市民の意見を反映させるため必要な措置を講ずるとともに、次条に規定する八尾市芸術文化振興審議会の意見を聴くものとする。
- 3 前項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(審議会)

第8条 市は、八尾市芸術文化振興審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

- 2 審議会は、市長の諮問に応じ、基本計画の策定及び変更並びにその他基本計画の推進に関する重要事項を調査審議し、答申するものとする。
- 3 審議会は、芸術文化に関する施策について、市長に意見を述べるができる。
- 4 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(執行機関の附属機関に関する条例の一部改正)

2 執行機関の附属機関に関する条例（昭和34年八尾市条例第195号）の一部を次のように改正する。

第1条の表市長の部八尾市芸術文化振興審議会の項を削る。

(執行機関の附属機関に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

3 この条例の施行の際現に前項の規定による改正前の執行機関の附属機関に関する条例第1条の規定により置かれている八尾市芸術文化振興審議会は、この条例による施行後の八尾市芸術文化基本条例第8条第1項の規定により置かれた八尾市芸術文化振興審議会とみなす。